県
 政
 経
 営
 会
 議
 資
 料

 令
 和
 3
 年
 1
 月
 26
 日

 滋
 賀
 県
 警
 察
 本
 部

 警
 務
 部
 警
 務
 課

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

本県の警察官以外の地方警察職員の定員を改めるため、滋賀県地方警察職員の定員に関する条例(昭和29年滋賀県条例第35号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 本県の警察官以外の地方警察職員の定員を増員することとします。(第1条関係)
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和3年2月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例 (昭和 29 年滋賀県条例第 35 号) の一部を次のように 改正する。

第1条第1項の表警察官以外の警察職員の項中「300人」を「303人」に改め、同表合計の項中「2,582人」を「2,585人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

旧

(職員の定員)

(職員の定員)

|第1条 警察法(昭和29年法律第162号)第57条第2項および警察法施行令(昭|第1条 警察法(昭和29年法律第162号)第57条第2項および警察法施行令(昭 和29年政令第151号) 第7条の規定に基づき、滋賀県地方警察職員(2月以内 の期間を定めて雇用される者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条 の3第1項の規定により臨時的に任用される者(臨時の職に関して任用される 者に限る。)、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている 者ならびに同法26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者お よび同条第7項の規定により臨時的に任用される者、地方公務員の育児休業等 に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業を している者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、滋賀 県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号) 第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに 休職者を除く。以下「警察職員」という。)の定員を次のように定める。

	区							分		定	員
	察		官		警視						96人
					警部						197人
警				警音	警部補(巡査部長を含む。)						1,305人
					巡				查		684人
							計				2,282人
警	察	官	以	外	\mathcal{O}	警	察	職	員		300人
	合							計			2,582人

2から4まで 省略

第2条以下 省略

和29年政令第151号)第7条の規定に基づき、滋賀県地方警察職員(2月以内 の期間を定めて雇用される者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条 の3第1項の規定により臨時的に任用される者(臨時の職に関して任用される 者に限る。)、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている 者ならびに同法26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者お よび同条第7項の規定により臨時的に任用される者、地方公務員の育児休業等 に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業を している者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、滋賀 県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号) 第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに 休職者を除く。以下「警察職員」という。)の定員を次のように定める。

新

	区							分		定	員
			官		警				視		96人
					警部						197人
警	察			警告	警部補(巡査部長を含む。)						1,305人
					巡				査		684人
							計				2,282人
警	察	官	以	外	の	警	察	職	員		303人
	合							計			2,585人

2から4まで 省略

第2条以下 省略